

2015 April

4

No.782

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 4月は採用、転職の多い時期です。忘れないよう届出をしましょう。 2
- ・ 「学生納付特例制度」をご存知ですか? 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 平成27年度 生活習慣病予防健診の受付を始めました! 4~5
- ・ 協会けんぽの平成27年度の保険料率は、平成27年4月分(5月納付分)から改定されます 6

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 健康啓発DVDの無料貸出を始めました! 6
- ・ 平成27年度 社会保険事務講習会のご案内 7
- ・ 年金相談窓口開設等のご案内 8
- ・ 平成27年1月1日 佐賀事務センターは廃止され、福岡広域事務センターとなりました 8

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう

4月は採用、転勤の多い時期です。 忘れないよう届出をしましょう。

新入社員の方の資格取得届の速やかな提出をお願いします

資格取得届 実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届出をお願いします。

●資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「**実際に就労した日**」が資格取得年月日となります。

●基礎年金番号

過去に厚生年金保険や国民年金等に参加していた方は、基礎年金番号が表示された年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。（日本国内に住所がある20歳以上の方は、必ずご自身の基礎年金番号をお持ちです。）

基礎年金番号が不明な方は、「**年金手帳再交付申請書**」を資格取得届に添付してください。

●報酬月額

報酬月額には基本給のほか通勤手当・家族手当・住宅手当など諸手当を含みます。（食事や住居などの現物給付も加えます。）

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の**被保険者整理番号欄**につきましては、原則記入をしないようお願いいたします。
（コンピュータシステムにより被保険者番号の自動払出を行っているため。）

3親等内の親族は健康保険の被扶養者になることができます

被扶養者（異動）届

●被扶養者の追加

被扶養者がいる新入社員が健康保険に参加したときや被扶養者が増えたときは、被扶養者の認定を受けた後、健康保険の被扶養者となります。

なお、認定を受けるためには収入要件や同居要件などの審査があります。

●被扶養者の削除

被扶養者が就職・離婚・死亡・75歳到達等の理由により被扶養者から外れる場合は、被扶養者から削除する届出をお願いします。

※扶養削除日について

被扶養者（異動）届の「⑪被扶養者でなくなった日」欄について、就職による場合は「**就職した日**」、離婚の場合は「**離婚した日**」、死亡した場合は「**死亡日の翌日**」、75歳到達の場合は「**75歳の誕生日**」を記載してください。

●被扶養者の変更（訂正）

被扶養者の氏名・性別・続柄・生年月日等の変更（訂正）があった場合は、そのお届けをお願いします。

転勤や引越などにより住所が変わった場合は住所変更届の提出をお願いします

住所変更届

社員の住所が変更になったときは、住所変更届の提出をお願いします。また、第3号被保険者（その社員に扶養される20歳～60歳の配偶者）の住所が変更になったときも、その方の住所変更届の提出が必要となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

POINT 1 ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか審査いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで審査することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

ご注意 学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

POINT 2 障害・遺族基礎年金を受けることができます

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（「子のある妻」と「子」）の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生する前々月までの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金	（受給資格期間）	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
	年金額に反映	○ 算入されます	× 算入されません	× 算入されません

○障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。

○学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

○そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。

（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

平成27年度 生活習慣病予防健診

3月中旬に生活習慣病予防健診のご案内と申込書を



ピンク色のパンフレット



みどり色の封筒
(概ね角2サイズ)

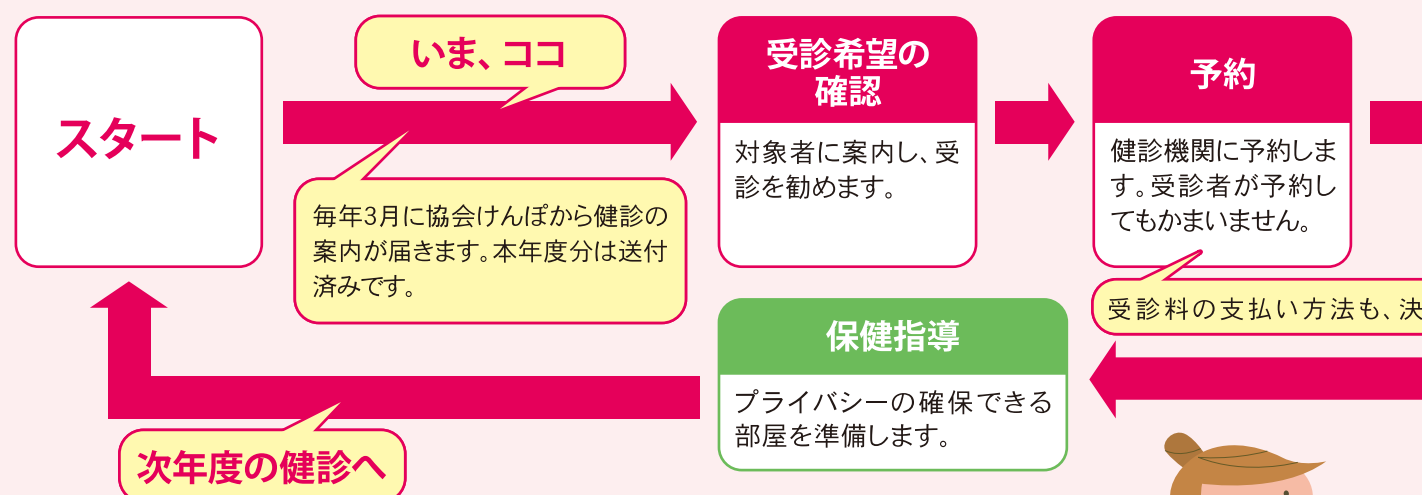
健診費用【被保険者向けの健診】

※前年度同様の上限金額です

項目	受診対象年齢	健診費用(自己負担額)の 上限額(税込)
一般健診	35～74歳の方	7,038円
子宮頸がん検診 (単独受診)	20～38歳の偶数年齢の女性	875円
付加健診	一般健診を受診する 40・50歳の方	4,714円
乳がん検診	一般健診を受診する 40～74歳の偶数年齢の女性	(50歳以上) 1,066円 (40～48歳) 1,655円
子宮頸がん検診	一般健診を受診する 36～74歳の偶数年齢の女性	875円
肝炎ウイルス検査	一般健診と同時受診	612円

年度内に、お1人様1回、協会

生活習慣病予防健診



特定保健指導



の受付を始めました!



送付いたしました、ご覧いただきましたか?

生活習慣病予防健診を利用されていない事業主様へ

協会けんぽの健診はお得がいっぱいです

1 事業者健診として受診できます。

労働安全衛生法により、事業主に義務付けられている定期健康診断(事業者健診)の一般的な内容を満たしていますので、**事業者健診としてご利用いただけます。**

2 健診費用がお得です。

健診費用の**約6割が補助**されますので、大変お得な健診となっています。(一般健診の場合)補助があるので、事業者健診の費用よりお得なケースもあります。

3 「がん検診」が受けられる。

協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診には、**国が定める右記の5種類のがん検診がすべて含まれています。**

【男女共通】

胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診

【女性のみ】

乳がん検診・子宮がん検診

一般健診(最高額) **18,522円** - 補助額 **11,484円(最高)** = 自己負担額 **7,038円**

けんぽが健診費用の一部を補助します。

申込書の提出

申込書を記入し、協会けんぽに提出します。受診が決定した方から順次提出してください。

受診準備

受診日近くなると健診機関より「検査キット」等が届きます。受診者に渡します。

受診

結果通知

健診機関から結果が届きます。受診者に渡します。

指導日時の確認

対象者に案内を配布し、指導を受ける日時を確認します。

協会けんぽまたは「保健指導実施機関」から保健指導の案内が届きます。

- 1 事業主様への案内
- 2 保健指導が必要と判断された方(対象者)への案内



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

【お問合わせ先】全国健康保険協会 佐賀支部 保健グループ
TEL0952-27-0615【直通】

佐賀支部の加入者・事業主の皆さまへ

協会けんぽ
からの
お知らせ

協会けんぽの平成27年度の保険料率は 平成27年4月分(5月納付分)から改定されます

平成27年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、例年より1ヶ月遅れての本年4月分(5月納付分)からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

佐賀支部	現行	健康保険料率	平成27年4月分～
	10.16%	➔	10.21%
	現行	介護保険料率	平成27年4月分～
	1.72%	➔	1.58%

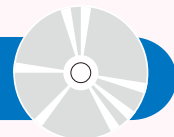
※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※変更後の健康保険料率と介護保険料率は4月分(5月納付分)から適用されます。

 **全国健康保険協会 佐賀支部** TEL0952-27-0611(代表)
協会けんぽ



一般財団法人 佐賀県社会保険協会

健康啓発DVDの無料貸出を始めました!



〈キリトリ線〉

ご希望の事業所は、下記によりFAXでお申込みください。(1枚約30分)

健康啓発DVD借用申込書

希望する番号に○をお願いします。 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 **FAX:0952-26-3377**

タイトル	
Vol.1	はじめてのウォーキング&ジョギング
Vol.2	若々しい体をキープ!エクササイズ&ダイエット
Vol.3	Good-byeストレス
Vol.4	正しく知れば怖くないがんのお話

- 借用の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで ※1週間程度の借用をお願いします。
- 視聴者数 (名)

借用者 _____ 申込日 平成 年 月 日

事業所所在地 〒 _____	事業所名 _____
電話番号 _____	担当者 _____

平成27年5月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (予約)	2
3	4	5	6	7 延長相談 19時まで	8 伊万里市役所 (予約)	9 年金事務所 休日相談日 (予約)
10	11 延長相談 19時まで	12 基山町役場 (予約)	13 有田町役場 (東庁舎) (予約)	14	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18 延長相談 19時まで	19 鹿島市民会館 (予約)	20 多久市役所 (予約)	21	22 伊万里市役所 (予約)	23
24/31	25 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27 有田町役場 (本庁舎) (予約)	28	29 伊万里市役所 (予約)	30

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15~19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00~15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00~16:00	
伊万里市役所	9:30~15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00~16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00~15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00~13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております。
※希望される日の前日までにお申しください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖（オフィス）でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30~17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

平成27年1月1日 佐賀事務センターは廃止され 福岡広域事務センターとなりました

日本年金機構における各種届書の審査・入力・決定事務等は、各都道府県事務センターで行っています。この度、一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、福岡事務センターと佐賀事務センターを統合いたしました。

これに伴い、届書の送付先が変更になるとともに、日本年金機構からの照会については下記広域事務センターより行いますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願ひします。

新名称
新所在地

名称 日本年金機構 福岡広域事務センター

所在地 〒812-8579 福岡市博多区博多駅前2丁目10-19
福岡ファッショビル2階

《届書の送付について》

これまで佐賀事務センターへ送付いただいていた各種届書にはついては、

今後は **福岡広域事務センターへ**送付してください。

※福岡広域事務センターはこれまでの事務センターと同じく郵送のみの受付となります。なお、届書作成や制度についてのご相談は年金事務所へお問い合わせください。

※電子申込（e-Gov）を利用した届出については、提出先に変更はありません。（現行と同様に、××年金事務所（佐賀事務センター）を選択してください。）

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成27年4月分保険料の納付期限は平成27年6月1日（月）です。